

令和 5 年 10 月 15 日

庄新町町内会 会員各位

庄新町町内会 会 長 渡邊 和博
管 理 組 合 組合長 兼森 理

民事裁判における書面表決の結果について（お知らせ）

秋晴の候、皆様方にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、庄パークヒルズ管理組合損害賠償請求事件の民事裁判における書面表決書について、572人の提出がありました。

表決の内容は、次のとおり「2千万円（公共下水道接続に係る費用の不足分）以上でなければ和解しない。判決の内容によっては控訴する。」が過半数を超えているため、弁護士を通じて担当裁判長に申し立てをいたします。

記

被告側から提示されたとおりに、被告1人50万円（合計100万円）を原告（町内会）が受け取ることで和解し、決着を図る。

93人（16.3%）

2千万円（公共下水道接続に係る費用の不足分）以上でなければ和解しない。判決の内容によっては控訴する。

446人（78.0%）

その他

33人（5.7%）